

総務委員会規程

制定 平成13年1月22日

改正 平成15年4月23日

平成16年2月25日

平成26年3月31日

令和4年2月24日

令和4年12月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、本学の重要事項を審議するとともに教授会の円滑な運営に資するため、教授会規程第10条の規程に基づき、教授会に総務委員会（以下「委員会」という。）を置き、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 附属図書館長
 - (4) 各学科長
 - (5) 事務局長
 - (6) 総務管理課長
 - (7) 各委員会委員長
 - (8) その他、必要と認める者
- 2 委員会に委員長を置き、学長をもってあてる。
- 3 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。
- 4 委員長は、委員会を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長若しくは副委員長が指名されていない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めたときは、本学教職員の出席を求め、議事事項について説明又は

意見を聞くことができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の人事及び定年に関する事。
- (2) 規程の制定及び改廃に関する事。
- (3) 予算及び予算配分に関する事。
- (4) 教員の勤務体制に関する事。
- (5) 教授会に提出する議案に関する事。
- (6) その他重要な事項に関する事

(議事資料)

第5条 各委員は提案議題及び提案資料等を事前に学長及び事務局に提出するものとする。

(事務処理)

第6条 総務委員会の庶務は事務局が行う。

附 則

- 1 この規程は平成13年4月1日から施行する。
- 2 連絡会議規程(平成11年5月14日制定)、予算委員会規程(昭和54年4月1日制定)、教員勤務体制委員会規程(平成4年6月26日制定)、合理化対策委員会規程(平成7年11月24日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成16年2月25日から施行する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年12月27日から施行する。